いつも安全な水道水をお届けしています

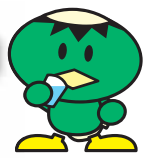

県営水道の水質

県営水道では、すべてのお客さまに安心して水道水を利用していただくために、給水区域内の給水栓（じゃ口）22地点において、定期的に水質基準項目（50項目）などの検査を行っております。

さらに、55ヶ所の給水栓に自動水質測定装置を設置し、色、濁り、残留塩素などを常に監視することにより、水道水の安全性を確保しております。

なお、最新の水質検査結果は、企業庁のホームページ「水質情報」内の「水質検査結果について」でお知らせしています。

詳しいお問い合わせは 浄水課 水質グループ（☎045-210-1111 内線7282）までお願いします。

平成22年度水質検査結果(寒川浄水場系給水栓である鎌倉市津地点の結果)

水質基準項目（50項目）

	分類	項目	単位	基準値（22年度）	年平均値
健康に関連する項目 生涯にわたって水道水を飲み続けても、健康に影響が生じない水準をもとに基準値が定められています。	病気の原因となる細菌の指標（2項目）	一般細菌	個/mL	1mL中100個以下	0
		大腸菌	MPN/100mL	検出されないこと	0
	多く含まれていると有害な重金属（6項目）	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下	0.0001未満
		水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	0.00005未満
		セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満
		鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満
		ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満
		六価クロム化合物	mg/L	0.05以下	0.005未満
	多く含まれていると有害な無機物（4項目）	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01以下	0.001未満
		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10以下	1.3
		フッ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	0.08未満
		ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.02
	多く含まれていると有害な有機化学物質（7項目）	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	0.0001未満
		1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	0.005未満
		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.0002未満
		ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.0002未満
		テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0001未満
		トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下	0.0001未満
		ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.0001未満
	消毒によりできる物質（11項目）	塩素酸	mg/L	0.6以下	0.06未満
		クロロ酢酸	mg/L	0.02以下	0.001未満
		クロロホルム	mg/L	0.06以下	0.011
		ジクロロ酢酸	mg/L	0.04以下	0.003
		ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1以下	0.0020
		臭素酸	mg/L	0.01以下	0.001未満
		総トリハロメタン	mg/L	0.1以下	0.019
		トリクロロ酢酸	mg/L	0.2以下	0.006
		ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03以下	0.0060
		ブロモホルム	mg/L	0.09以下	0.0002
		ホルムアルデヒド	mg/L	0.08以下	0.003
水利用上の障害に関連する項目 水道水の色やにおい等について、水道水を利用するうえで支障が生じない水準をもとに基準値が定められています。	色に影響を与える物質（5項目）	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.031
		アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2以下	0.03
		鉄及びその化合物	mg/L	0.3以下	0.01未満
		銅及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.01未満
		マンガン及びその化合物	mg/L	0.05以下	0.005未満
	味覚に影響を与える物質（4項目）	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200以下	7.6
		塩化物イオン	mg/L	200以下	8.7
		カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300以下	64
		蒸発残留物	mg/L	500以下	129
	泡立ちに影響を与える物質（2項目）	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2以下	0.01未満
		非イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	0.005未満
	においに影響を与える物質（3項目）	ジェオスミン	mg/L	0.00001以下	0.000001未満
		2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001以下	0.000001未満
		フェノール類	mg/L	0.005以下	0.0005未満
	基礎的な水の性質（6項目）	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3以下	0.6
		pH値		5.8～8.6	7.3
		味		異常でないこと	異常なし
		臭気		異常でないこと	異常なし
		色度	度	5以下	1未満
		濁度	度	2以下	0.1未満

衛生上必要な措置

消毒の残留効果	衛生上必要な物質	残留塩素	mg/L	0.1以上	0.4

※「未満」とは、信頼性のある値と認められる最低の濃度（定量下限値）を下回ったことを表します。

平成23年4月1日から次のとおり水質基準等が変更されました

- 水質基準項目のうち、「トリクロロエチレン」の基準値が0.03mg/Lから0.01mg/Lに強化されました。
- 水質管理目標設定項目のうち「トルエン」の目標値が見直されました。
- 水質管理目標設定項目である「農薬類」のうち、一部の対象農薬の目標値が見直されました。

水質検査について

県営水道では、お客さまに安全な水をお届けするため、水源から給水栓（じゃ口）まで一貫した水質検査を実施し、浄水処理、送配水過程を含めた水質管理を行っています。

1 主な検査項目

(1) 水質基準(50項目：左表参照)

水道水として、基準値以下であることが求められる項目で、水道法により、検査が義務づけられています。

(2) 水質管理目標設定項目（26項目）

今後、水道水中で検出される可能性があるなど、水質管理において留意する必要がある項目について、検査を行っています。

この他、残留塩素や農薬類などを含め、合計で150種類以上の項目について、水質検査を行っています。

2 主な検査方法

(1) 微生物検査

水道水を培地に加え、その後一定期間培養し、細菌の増殖を調べています。消毒が確実に実施されている場合は、一般細菌や大腸菌は検出されません。

微生物の検査
（細菌検査）

(2) 理化学検査

誘導結合プラズマ質量分析装置で重金属を、イオンクロマトグラフで無機物を、ガスクロマトグラフ質量分析計で有機化学物質を、さらに様々な測定機器を用いて化学物質を調べています。

この他、色、味、におい、濁りなどについても調べています。

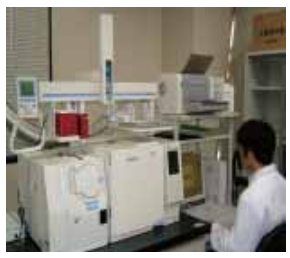

理化学検査
（有機化学物質の検査）

詳しくは、企業庁のホームページ「水質情報」内の「水質検査計画について」をご参照ください。

水質事故への対応

県営水道では主に川の水を取り入れ、浄水処理を行った後に、安全な水道水をお客さまにお送りしています。

川の水に油が混入したり、毒物により魚が浮上するといった水質事故が発生した場合は、現地での情報収集を実施するとともに、採取した水の分析などを行います。

その結果、粉末活性炭の注入など、浄水場で追加となる対応の必要性について判断した上で浄水処理を行い、水道水の安全性を確保しています。

事故対応の例（水の採取）

放射能濃度の測定

福島第一原子力発電所で放射性物質の漏洩事故が発生したことを受け、県営水道では放射能測定装置を配備し、水道水中の放射能物質の測定を実施しています。

最新の測定結果は、企業庁のホームページ「県営水道の放射能濃度の測定結果」でお知らせしています。

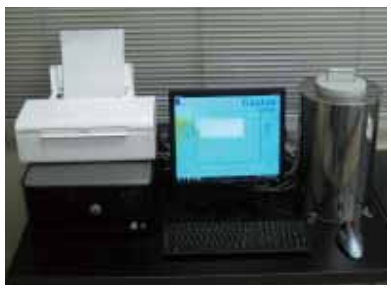

放射能測定装置

水質検査等について、詳しくは次のホームページをご参照ください。

水質検査計画：http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p28977.html
水質検査結果：http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360544/
県営水道の放射能濃度の測定結果：http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f300707/